

南知多町公共施設等総合管理計画（概要版）

1. 計画策定の背景

日本の総人口は減少に転じており、本町においても、半世紀にわたって人口の減少が続いています。今後、さらなる人口減少や年齢構成の変化が予想される中、公共施設等に求められる利用需要も変化するとみられています。

一方で、日本全国の公共施設等は、昭和 30 年代から昭和 40 年代にかけて整備された施設が多く、現在、これらの施設は老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えます。今後、施設の更新時期が集中することで、各自治体にて財政負担が増大することが予想されます。本町においても、財政状況は厳しさを増しており、公共施設等の維持及び更新に充當可能な財源には限りがある状況です。

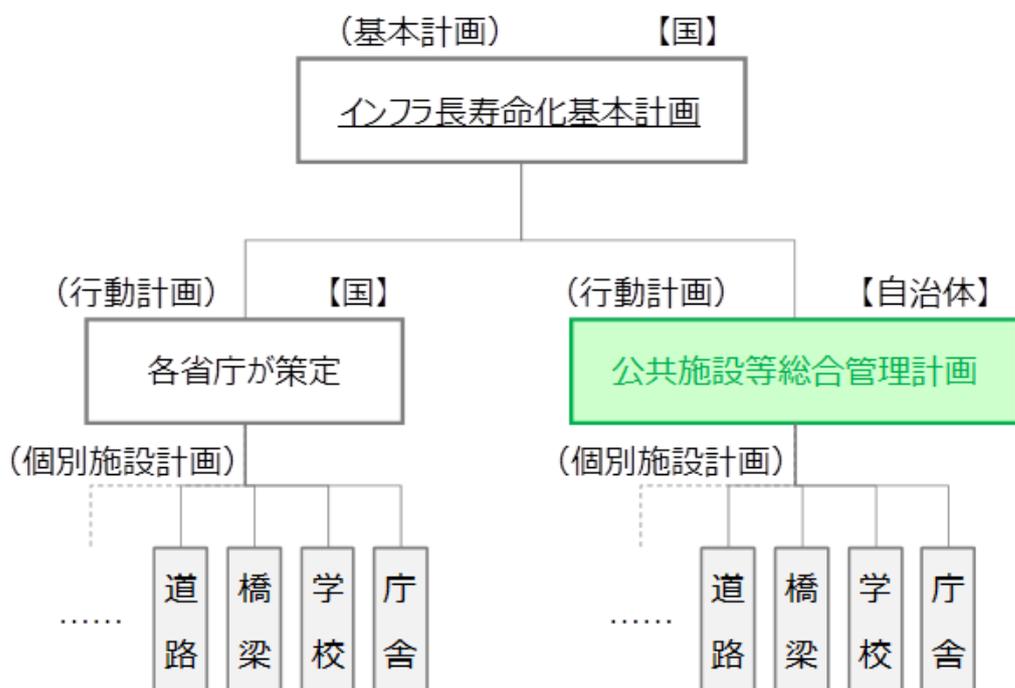
2. 計画の位置づけ

国土交通省では、道路や橋梁等の社会基盤施設（インフラストラクチャー、以下インフラと称す）の老朽化対策が大きな課題となる中、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、戦略的な維持管理・更新を推進するための方針を示すとともに、施設管理者に「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定するよう求めています。

これを受けて総務省は、平成26年4月に地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」を策定するように要請しました。

本計画は、長期的な視点に立ち、本町が保有する公共施設等の効率的かつ効果的な管理及び運営と、財政負担の軽減及び平準化を図るため、公共施設等の管理に関する基本的な方針を示すものです。

公共施設等総合管理計画の位置付け



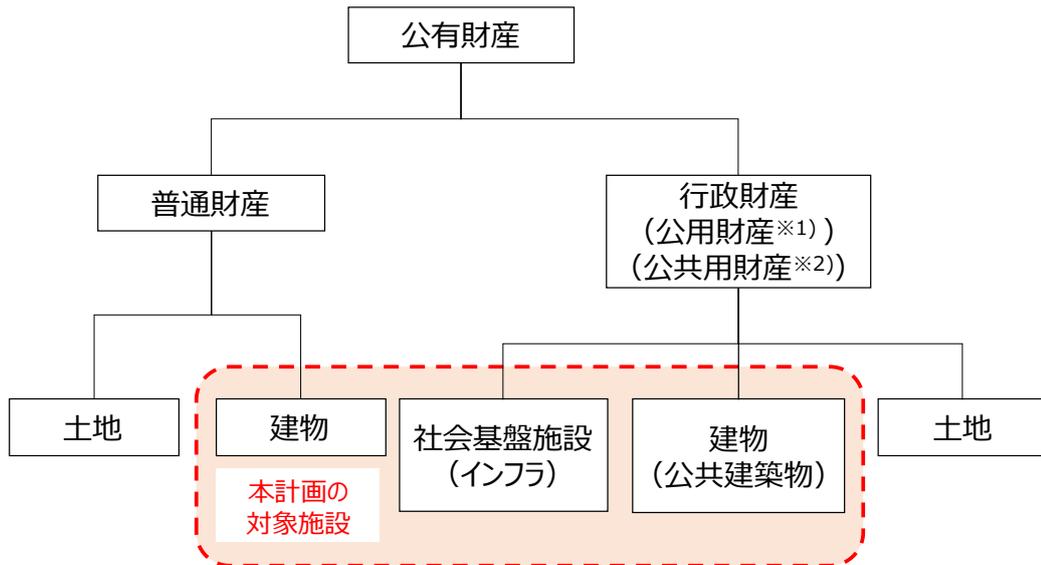
3. 計画期間

平成29年度（2017年）から平成42年度（2030年）までの14年間とします。

4. 対象施設

本計画で扱う本町の公共施設等は、本町が保有するすべての公共建築物、社会基盤施設（インフラ）及び普通財産の建物（以下、便宜上公共建築物として扱う）とします。

本計画の対象範囲



5. 公共施設等の保有状況

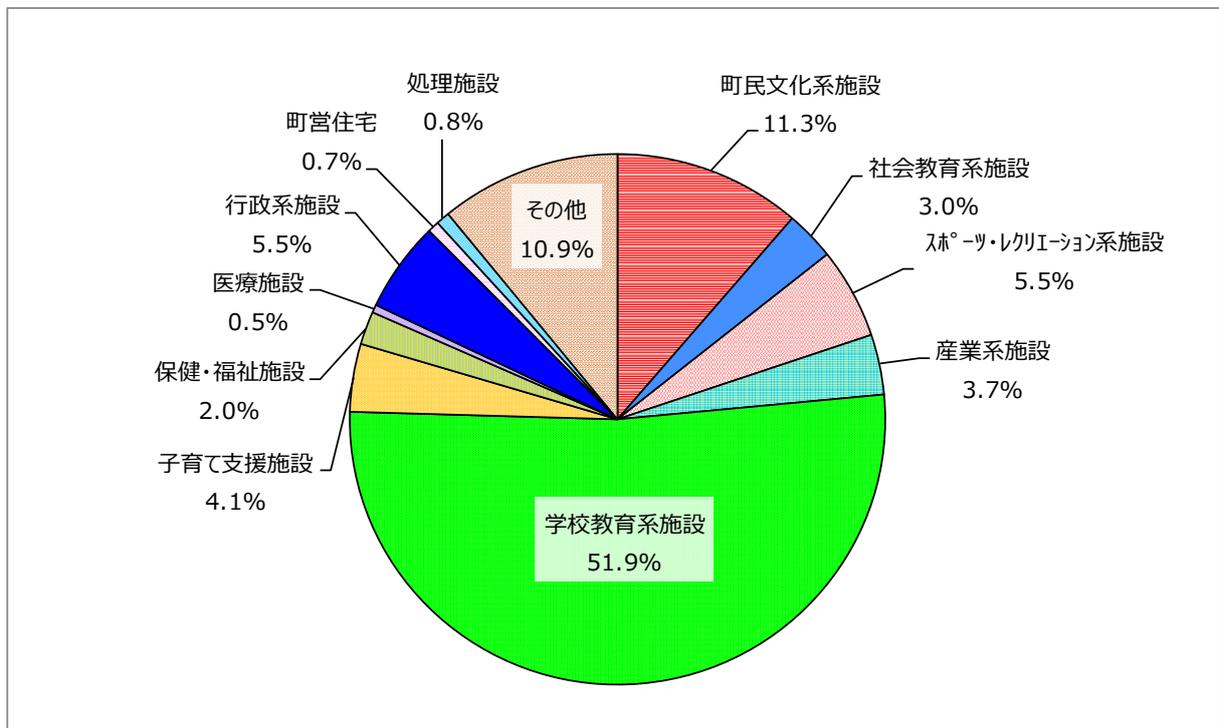
公共施設等（公共建築物・インフラ）総括表

施設種別		総量		
公共建築物	91 施設	面積	94,723 m ²	
インフラ	道路	町道	実延長	454,867 m
			面積	1,504,919 m ²
		農道	実延長	68,965 m
	橋梁	234 橋	橋長	1,217 m
			面積	5,537 m ²
	ため池	77 か所	堤長	3,948 m
	上水道	管路	延長	243,480 m
	漁業集落排水	管路	延長	16,497 m
	港湾 (海岸保全施設を含む)	外郭施設	延長	6,202 m
		係留施設	延長	849 m
		臨港道路	延長	313 m
	漁港 (海岸保全施設を含む)	外郭施設	延長	14,424 m
		係留施設	延長	4,546 m
		臨港道路	延長	6,811 m
	公園・緑地等	都市公園・一般公園・緑地・調整池 31 か所	面積	50,597 m ²

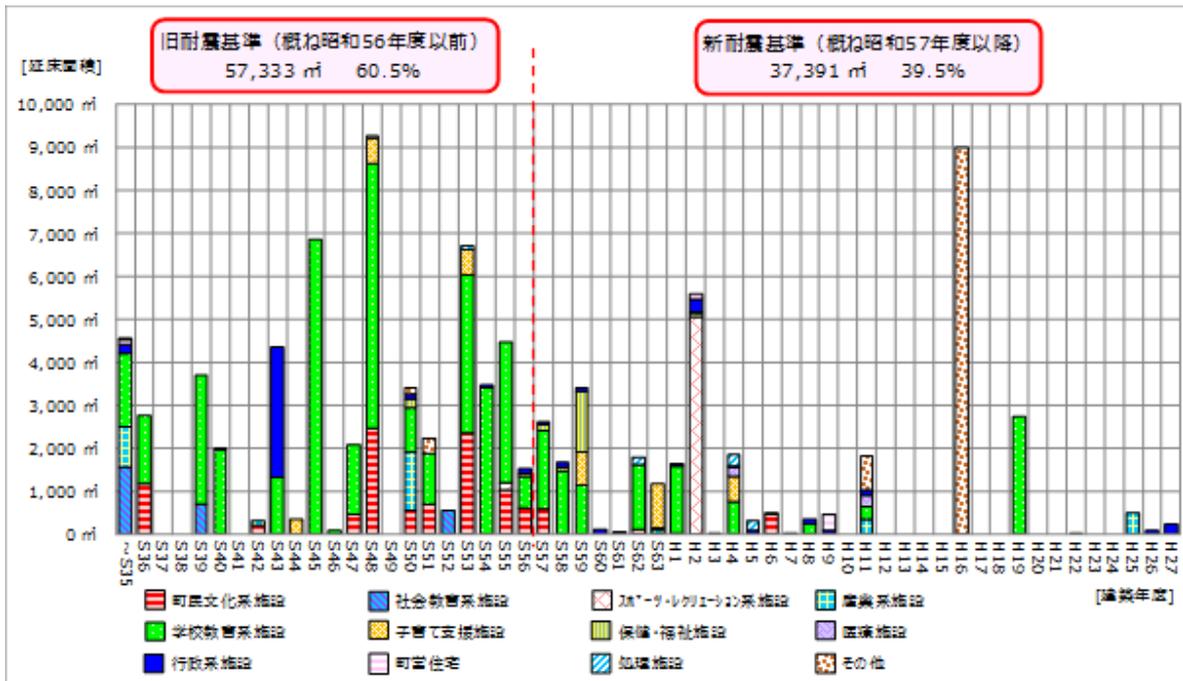
公共建築物 総括表

用途分類		延床面積 (m ²)		比率 (%)	
大分類	中分類				
町民文化系施設	集会施設	10,720.2	10,720.2	11.3	11.3
社会教育系施設	図書館	567.6	2,844.7	0.6	3.0
	博物館等	2,277.1		2.4	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	5,233.4	5,233.4	5.5	5.5
産業系施設	産業系施設	3,469.9	3,469.9	3.7	3.7
学校教育系施設	学校	47,036.1	49,203.3	49.7	51.9
	その他教育施設	2,167.2		2.3	
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	3,573.1	3,920.8	3.8	4.1
	幼児・児童施設	347.7		0.4	
保健・福祉施設	高齢福祉施設	507.1	1,911.2	0.5	2.0
	保健施設	1,404.2		1.5	
医療施設	医療施設	459.4	459.4	0.5	0.5
行政系施設	庁舎等	3,263.1	5,194.3	3.4	5.5
	消防施設	500.0		0.5	
	その他行政系施設	1,431.2		1.5	
町営住宅	町営住宅	659.4	659.4	0.7	0.7
処理施設	処理施設	776.8	776.8	0.8	0.8
その他	その他	10,330.1	10,330.1	10.9	10.9
合計		94,723.4	94,723.4		

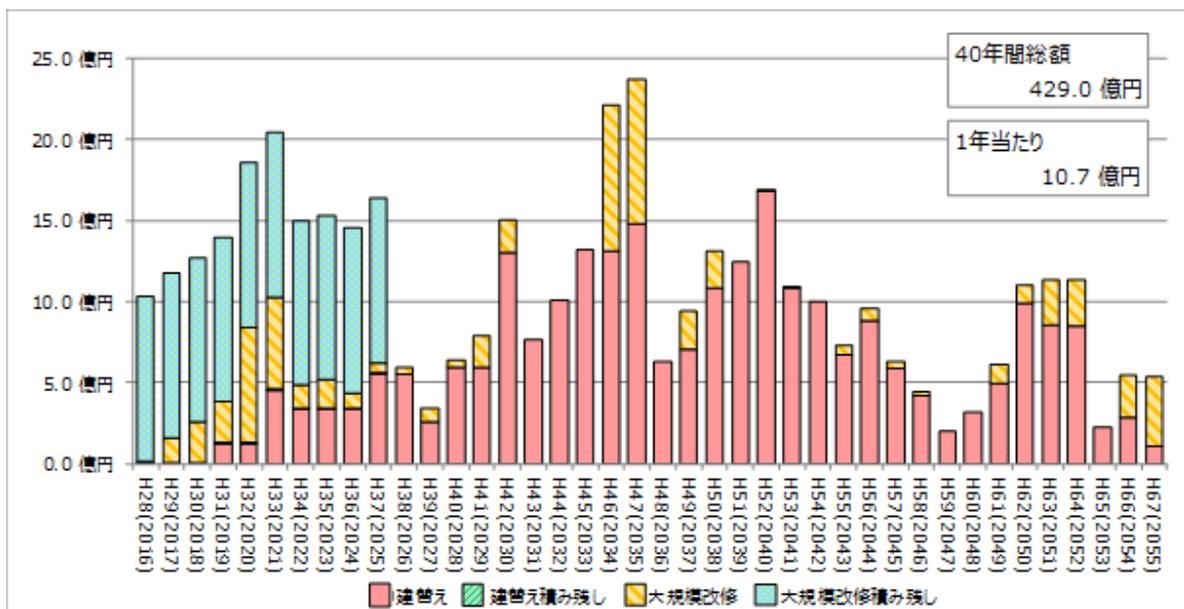
公共建築物 用途分類別延床面積比率



公共建築物 建築年度別延床面積



6. 更新費用の試算（公共建築物）



公共建築物の大規模改修及び建替えに必要な費用は、今後40年間の総額で429.0億円となります。1年当たり10.7億円となります。

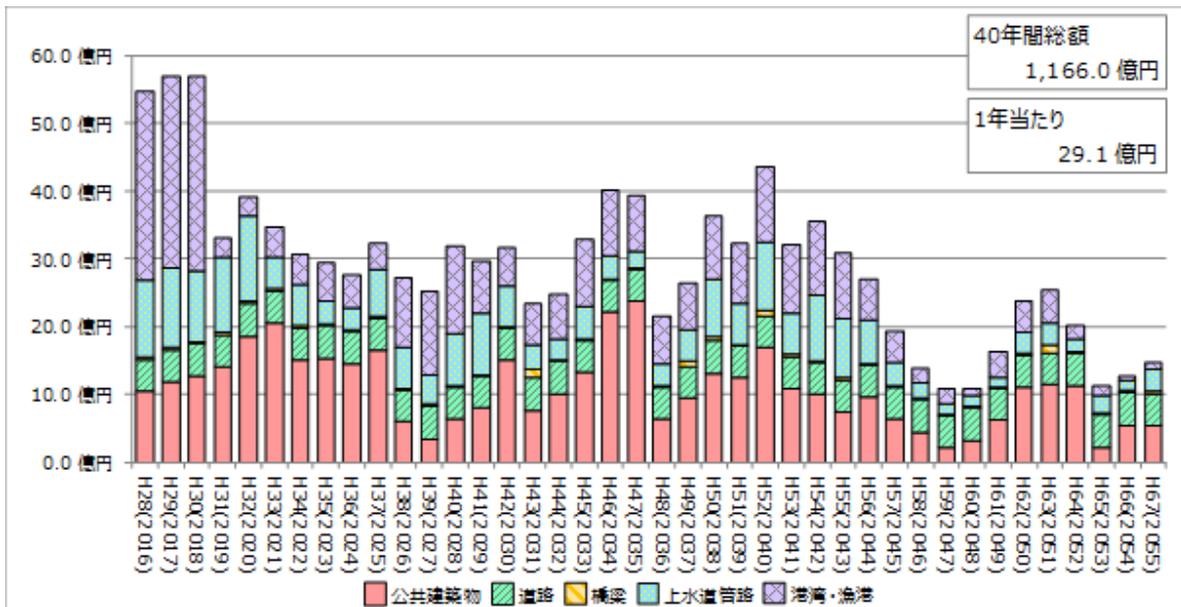
平成37年（2025年）までに、多くの建築物で大規模改修が必要となり、平成32年（2020年）～平成37年（2025年）の多くの年で、10億円以上が必要となります。

平成29年（2017年）以降、既存公共建築物の建替えが必要となります。平成39年（2027年）以降、その量は増大します。大規模改修及び建替えのピークとなる平成46年（2034年）、平成47年（2035年）、平成52年（2040年）には、年間15億円以上が必要となります。

7. 更新費用の試算（公共施設等全体）

施設別更新費用の試算

		40年間総額	1年あたり	比率
公共施設等全体		1,166.0 億円	29.1 億円	
内訳	公共建築物	429.0 億円	10.7 億円	36.8%
	道路	188.5 億円	4.7 億円	16.2%
	橋梁	14.8 億円	0.4 億円	1.3%
	上水道管路	221.1 億円	5.5 億円	19.0%
	港湾・漁港	312.5 億円	7.8 億円	26.8%



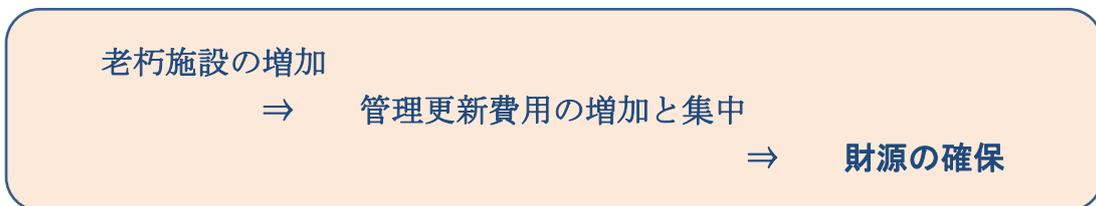
8. 南知多町の公共施設等管理における課題

①人口減少下におけるサービスの維持



サービスは維持しつつ、適切な施設の保有量を検討する必要があります。

②更新時期を迎える施設と財源不足への対応



投資を抑制しつつ、より効果の高い維持管理手法が求められます。

③公共施設等の安全確保と防災対策



平常時だけではなく災害時においても、町民が安全かつ安心して利用できる状態を維持する必要があります。

④従来型の管理体制から脱却した組織づくり



施設全体の一元的な管理体制が必要となります。

9. 公共施設等の管理に関する基本方針

今後、公共施設等の老朽化が進み、更新や安全対策に多大な費用が必要になると予想されます。その一方で、財政面では地方交付税の段階的縮減、生産年齢人口の減少による税収の低下、社会保障費の増加などの理由により、公共施設等の整備に充てられる財源が減少すると見込まれます。また、本町では巨大地震及びそれに伴う津波発生の危険性のある地域です。従来通りの管理方法ではなく、新たな公共施設等の管理方法が求められています。

以上を踏まえて、本計画では公共施設等の管理に関する4つの基本方針を定めます。

(1) 公共施設等保有量の適正化 **基本方針 1**

①新規建設の制限

- 将来需要を見据えた必要性について、事前に十分検討します。
- 建て替えについては、将来人口等の予測を踏まえ、既存建築物の規模縮小や他施設との複合化による総延床面積の削減を検討します。

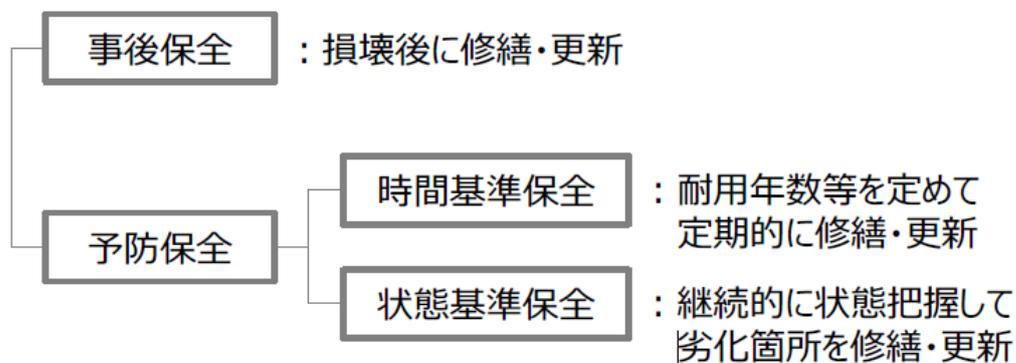
②統廃合と転用の推進

- 人口と財政状況に見合う適正な保有量に向けて施設の統廃合を検討します。
- 従来の1施設1機能の考え方にとらわれず施設の多機能化による利用度向上、行政サービスの連携強化を図ります。

(2) 維持管理の効率化と長寿命化 . . . **基本方針 2**

①施設保全の基本方針

- 事後保全、予防保全（時間基準、状態基準）の考え方を組み合わせて、より効率的な施設の維持管理を目指します。



②点検・診断等の実施

- 適切な点検・診断、措置及び記録のメンテナンスサイクルを構築し、継続的な施設管理に活かします。
- 定期的な点検に加えて、日常的な情報収集により劣化、損壊状況の早期の発見を目指します。

③維持管理・修繕・更新等の実施

- 建設時の初期費用（イニシャルコスト）だけでなく、維持費用（ランニングコスト）や取り壊し費用も含めた、施設の設置から撤去までの全費用（ライフサイクルコスト）を考慮して、費用の削減を目指します。
- 適切な予防保全による利用可能年数の延長や、施設耐久性を高める長寿命化改修によって、建設更新の間隔を延ばすことで費用の削減を図ります。
- 更新、修繕の事業集中を緩和し、事業量及び費用の年度平準化による財政負担の軽減を図ります。

(3) 施設の安全性の確保・・・・・・・・・・ **基本方針3**

①耐震化の実施

- 災害対策、救助活動等の拠点施設や避難施設等の耐震性を高めます。

②安全・安心の確保

- 災害発生時に避難所等の機能を有する施設の安全性を確保します。
- 誰もが安全に利用できる施設を目指します。

(4) 適正管理のための仕組みづくり・・・・・・・・ **基本方針4**

①横断的体制の構築

- 町の保有する公共施設全体を大局的に把握するため、役場内の横断的組織の設置を検討します。

②民間との連携

- 施設の特性に応じて指定管理者制度や業務委託の活用を検討します。
- 民間の資金と手法を用いるPFI（Private Finance Initiative）事業による施設の整備、運営を検討します。

10. 公共施設等総合管理計画の実施体制

この計画は、各施設を所管する部署の協力と連携により一元的に推進します。各部署においては、この計画に示された基本方針に基づき、個別施設計画を策定し、所管する施設の計画的な管理を実施します。